

米沢藩上杉家家中「島津家文書」について

—当館収蔵の埼玉県外関係文書の紹介—

中村亮佑

はじめに

埼玉県立文書館（以下、「当館」と略記する）の設置は、「郷土についての歴史的価値のある文書及び記録」など「文書」の「収集及び管理」を行い、教育や学術研究などに活用するために、条例によって定められている⁽¹⁾。

当館はこの条例に基づいて様々な史料を収集しており、古文書は三四件、四十万を超える点数を収蔵している⁽²⁾。収集した文書群の大半は埼玉県に関するものであるが、埼玉県以外の都道府県に関する文書群も収蔵している。著名な文書群を挙げると、長門国萩藩毛利家家中「井原家文書」、出羽国米沢藩上杉家家中「島津家文書」、天野氏収集但馬国豊岡藩「旧下村家文書」などがある。

そこで本稿では、これらの埼玉県以外の都道府県に関する文書群に着目してみたいと思う。しかし、すべての埼玉県外の文書群を一度に取り扱うことは不可能であるため、出羽国米沢藩上杉家家中「島津家文書」を本稿では取り上げて考察してみたい。

上杉家家中の島津氏は薩摩・大隅国などで活躍した島津氏の流れをくみ、信濃国上水内郡長沼（長野市）を本拠とした一族である。天文

末年に武田晴信の侵攻を受けて越後へ逃れ、天正十年（一五八二）に本領に復帰したが、上杉氏の米沢移封に伴い出羽国米沢に移っている。

当館で収蔵する「島津家文書」は、米沢藩士島津氏の縁戚である石垣氏から、昭和五十三年（一九七八）と昭和五十五年（一九八〇）にそれぞれ寄託を受け、「石垣文書」や「石垣豊氏所蔵文書」として一般的に認識されていた⁽³⁾。その後、本来の文書名である「島津家文書」と改められ、平成二十一年（二〇〇九）に目録が刊行、平成二十四年（二〇一二）に寄贈を受けている⁽⁴⁾。

「島津家文書」は全四十三点で、中世文書（寛永年間以前）は三十点ある。中世文書の大半は上杉景勝との関連の中で発給されたものである。近世・近代文書は十三点で、島津氏歴代の法名を記した文書や由緒書が残されている。

それでは、島津氏に関する研究をまとめてみよう。まず、鎌倉期における島津氏と信濃国の関係性について述べた、米山一政氏の論考が挙げられる⁽⁵⁾。米山氏は鎌倉期島津氏による信濃国太田庄（長野市）の相伝状況を分析し、後の研究者の基礎となる成果を残している。他にも、太田庄に着目した研究として、湯本軍一氏や福島金治氏・向山

勝貞氏の成果がある。湯本氏は、古代の近衛家領有期や金沢称名寺との関係、島津氏による地頭職を再検討している⁽⁶⁾。福島氏は、鎌倉・南北朝の金沢称名寺による太田庄支配が、高梨氏や島津氏の勢力伸長に伴い維持が困難となる過程を明らかにしている。向山氏は太田庄地頭職の変遷を確認している⁽⁷⁾。これらの研究により、中世前期の太田庄を総体的に捉える中で、島津氏の動向も明らかにされている。

中世後期の島津氏については、専論では発表されていないが、自治体史の中に多くの成果が残されている。例えば、『長沼村史』(清水平一郎氏執筆担当)や『上水内郡誌歴史篇』(米山一政氏執筆担当)が長沼島津氏についてまとめられている。他には、北信濃諸領主の動向の中で島津氏について言及している『中野市誌』(湯本軍一氏執筆担当)や、『長野県史』、『豊野町誌』、『長野市誌』などが挙げられる⁽⁸⁾。

島津氏の系譜関係について取り上げたものとしては、野田雄二氏の研究や、『戦国人名事典』(片桐昭彦氏執筆担当)、『武田氏家臣団人名事典』(鈴木将典氏執筆担当)が挙げられる⁽⁹⁾。

以上のような豊富な研究蓄積をもとに、当館収蔵の「島津家文書」を中心に、島津氏について改めて確認してみたいと思う。

なお、本稿では主に中世文書を中心に検討するが、紙幅の関係からすべての中世文書を扱うことができない。そのため、慶長六年(一六〇一)年までを本稿での主な検討対象としたい。また、「島津家文書」における中世文書は【表1】を参照いただきたい。

【表1】「島津家文書」の中世文書一覧

	和暦	西暦	月	日	発給者	受給者	島津氏歴代	刊本	目録番号	備考
1	(永正10)	1513	7	24	島津貞忠	長尾為景	島津貞忠	県史151	No.3 1	写
2	天正6	1578	霜	10	景勝	嶋津喜七郎	島津義忠	県史3819	No.5	
3	天正10	1582	7	13	(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3830	No.2 5	
4	天正10	1582	7	19	(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3822	No.8	
5	天正10	1582	7		(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3831	No.2 7	
6	天正10	1582	8	7	(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3820	No.6	
7	(天正11)	1583	3	21	直山兼統・狩野秀如(治)	嶋淡	島津忠直	市史2710	No.2 0	写
8	(天正11)	1583	卯	4	か新彦伯(狩野秀治)	嶋左	島津義忠	県史3826	No.1 0	
9	(天正11)	1583	卯	13	直山兼統・か新彦伯	嶋左	島津義忠	県史3825	No.1 1	
10	(天正11)	1583	卯	20	か新彦伯(狩野秀治)	嶋左	島津義忠	県史3824	No.1 2	
11	(天正11)	1583	卯	20	直山兼統・狩野彦伯	嶋淡	島津忠直	県史3815	No.1	
12	(天正11)	1583	4	20	忠直	左京亮	島津忠直・義忠	県史3827	No.1 3	
13	(天正11)	1583	卯	21	直山兼統・狩野彦伯	嶋左	島津義忠	県史3816	No.2	
14	(天正11)	1583	卯	22	景勝	嶋津左京亮	島津義忠	県史3817	No.3	
15	(天正11)	1583	卯	22	直山兼統	嶋左	島津義忠	県史3821	No.7	
16	(天正11)	1583	卯	26	景勝	嶋津左京亮	島津義忠	県史3818	No.4	
17	天正11	1583	9		(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3823	No.9	
18	慶長6	1601	10	16	平林蔵人佑	嶋津下々斎	島津忠直		No.2 6	
19			5	26	下々斎昔忠(忠直)	(岩井) 勢三	島津忠直	県史3828	No.1 4	
20			8	8	景勝	嶋津下々斎 外3名	島津忠直		No.2 9	写
21			8	16	景勝	深澤刑部少輔			No.2 1	写
22			8	21	景勝	嶋津玄蕃 外12名	島津利忠		No.2 2	
23					(直江兼統)			県史3829	No.1 5	
24	(慶長20)	1615	2	11	千手堂尊信	嶋 玄蕃	島津利忠		No.1 6	
25	(慶長20)	1615	6	26	(水野猪右衛門) 重勝	嶋津玄蕃	島津利忠		No.1 9	
26	(慶長20)	1615	7	24	(水野猪右衛門) 重勝	嶋津玄蕃頭	島津利忠		No.1 7	
27	(慶長20)	1615	7	24	(水野猪右衛門) 重勝	嶋津玄蕃頭	島津利忠		No.1 8	
28	(慶長20)	1615	8	24	景勝内嶋津玄蕃頭利忠	田邊八左衛門	島津利忠		No.2 3	写
29	(慶長20)	1615	8	25	田邊八左衛門長常	嶋津玄蕃	島津利忠		No.2 4	
30			6	13	嶋津玄蕃頭	竹俣三河守 他1名	島津利忠		No.2 8	

※県史・・・『新潟県史』、市史・・・『上越市史』

一、「島津家文書」からみる島津氏の動向

(1) 天正期以前の島津氏

それでは島津氏の由緒書を基に、その動向を確認してみよう。

【史料1】 「嶋津家由緒書」 (島津家文書No.四〇)

嶋津豊後守忠久二十代後胤

若名孫六郎又周防守

嶋津兵庫頭長忠

若名喜七郎後下々斎

同 淡路守忠直

昔忠卜改

同 左京亮義忠

若名清蔵

同 玄蕃頭利忠

右者数代、信州水内郡之内太田庄長沼之城主、天文年中、越州大
主上杉謙信江頼戦功、属麾下候節、

関 下野守

関 越前守

駒沢山城守

原 大和守

市川梅林斎

嶋津常陸守

右六人之者は與力ニ罷成、其外信州葛山二十一騎ノ者預り、長沼
ノ致城主候、

(中略)

当代

当中老職 嶋津左京知忠

嫡子 同喜七郎

紋所之儀者、輪ノ内二十文字、代々相用來候、

一、先年祖父代、薩州之太守從嶋津家御問合之節茂、先祖由緒委細
申遣置候、

戌十一月

〔付箋〕天明八年戌〕

【史料1】は、史料末尾の付箋に「天明八年戌」とあることから、天
明八年（一七八八）の成立とわかる。

それでは、内容を確認してみよう。まず、冒頭部分には「嶋津豊後
守忠久二十代後胤」と記載がある。このことから、島津氏は島津忠久
の末裔と自認していたことがわかる。島津忠久は島津氏の初代と言わ
れ、文治二年（一一八六）一月十八日に信濃国塩田庄の地頭職、承久
三年（一二二二）五月八日に信濃国太田庄の地頭職に補任されている⁽¹⁰⁾。
鎌倉期における島津氏の動向については、先学の重厚な論考を参照い
ただきたい。

南北朝期には、太田庄内大倉郷に関する、島津宗久と金沢称名寺の
相論が発生する。宗久の死後は、「島津大夫判官宗久跡代官」と「高
梨能登守」によって大倉郷の押領が続けられ、金沢称名寺に返付され
ることはなかったようである⁽¹¹⁾。

嘉慶元年（一三八七）には、「長沼太良」が確認される⁽¹²⁾。この人

物はその後の島津歴代に「太郎」を名乗る人物が確認されるため島津氏の一族と考えられ、この時点で島津氏が信濃国太田庄長沼郷を拠点としていたと推測される。また、時期的に先ほどの「島津大夫判官宗久跡代官」と「長沼太良」は同一人物、もしくは同じ一族であろう。

応永六年（一三九九）には、「島津太郎国忠」ら信濃国人が信濃守護小笠原長秀と争い、敗北したことが知られる⁽¹³⁾。この抗争を受けて、太田庄の領家であった海蔵院は、幕府に押領人の排除を申請し、応永七年（一四〇〇）七月に守護小笠原長秀は「島津殿（国忠カ）」に領家職の打渡しを命じている⁽¹⁴⁾。しかし、同年九月には信濃国人によって形成された「大文字一揆」と守護小笠原長秀が争い（「大塔合戦」）、守護方が敗退した⁽¹⁵⁾。

ここまでの島津氏は、太田庄に勢力を浸透させ、守護小笠原氏に抵抗するなど、自立的支配を確立していたことがうかがえる。しかし、永享十二年（一四四〇）の結城合戦の際には、守護小笠原氏の下に参陣した国人の中に島津氏の名前が確認される⁽¹⁶⁾。つまり、島津氏は守護小笠原氏による信濃への影響力拡大には抵抗しながらも、その軍事動員には従っていたのである。

十五世紀後半には、赤沼郷を拠点とした赤沼島津氏が確認できる。この一族には、「島津常陸介忠国」・「常陸介朝国」が確認される⁽¹⁷⁾。そのため、赤沼島津氏は「常陸介」を代々名乗り、「国」を通字としていたのである。一方で、長沼郷を拠点とした長沼島津氏には、「島津道忠」・「薩摩入道常忠」・「兵庫助信忠」・「薩摩守清忠」が確認される⁽¹⁸⁾。そのため、長沼島津氏は「忠」を通字としていたのである。

十六世紀に入ると、隣国の越後守護代長尾為景が、守護上杉房能を

自害に追い込み、新守護上杉定実を擁立するという出来事が起こる。さらに関東管領上杉顕定が越後に乱入し、一時的に越後支配を開始すると、島津氏など北信濃の領主もその影響を受けることになる⁽¹⁹⁾。

このように、隣国である越後国の情勢は、島津氏にも大きな影響を与えていた。それでは、越後国との関わりを示す史料を見てみよう。

【史料2】島津貞忠書状写（島津家文書No.三二）

就爰元之時宜、急候間、今朝関川方迄進物飛脚候キ、然処ニ、御同前二御尋畏入候、村上・香坂領中候於号小嶋田地、中野牢人相集之由、其聞得候間、時宜無心元存候処ニ、中野家中ニ縋子細など、風聞候間、不誠存候、雖然、渡堅申付候処、去廿二日魁彼牢人衆被官中野ニ相残候者共、露色候処、○無南口通路失利、散々ニ罷也候間、中野へ旁追懸、或者生取、又者からめられ候由申候、今分ニ候ハ、指事有間敷候かと存候、可有御心安候、河西通路之事者、愚老候ハん間ハ、涯分可申付候間、別条有間敷候、河東之事、弥須田・綿内へ可被仰付候、別而栗田方懸より戦被縋候などハ、今日只今迄ハ此方へ無其聞得候、但彼地之事ハ、仏在所候間、中野牢人衆も、有遊行事可被急候敷、委者不存候、何様御意透、彼方へ可申越候、先書爰許之様体具申候間、早々及御報候、非無沙汰候、恐々謹言、

当国其御国迄、色々不思議成縋之由申候、御進退何篇ニも御用心簡要候、雖然、無面目申事候へ共、当国衆我々を始として、何も若輩候間、甲斐く敷致計儀得間敷候間、可被御心安候、返々、今度者、菅名大炊助致武略、夜交・小嶋之被官山々々さかし出、数多捕取、兩人はり付ニかけ候、是無比類候、

嶋津

七月廿四日

貞忠

長尾殿

御報

【史料2】は写しであり、正文は「上杉家文書」に所収されている。当館作成の目録では年次比定をしていないが、『新潟県史』や『長野市誌』では「上杉家文書」の正文を永正十年（一五一三）に比定している。したがって、【史料2】も同様に永正十年と比定できるだろう⁽²⁰⁾。

それでは、内容を簡単に確認してみよう。永正十年七月以前に高梨氏によって討たれた中野氏の牢人が、村上・香坂両氏の領内小島田（長野市）に集い、高梨氏配下の夜交・小島氏と共に騒動を起こしたところ、高梨氏重臣の草間大炊助によって鎮圧された。この北信濃の情勢を貞忠が為景に注進している。

これ以前の北信濃は、同年四月に高梨政盛が死去し、高梨澄頼と島津貞忠が対立するという情勢であった⁽²¹⁾。さらに同年六月には、定実方の上条定憲が「信州御方中」に出陣を命じている⁽²²⁾。

これらを受けて、湯本軍一氏は【史料2】の騒動を、越後における上杉定実と為景の抗争を背景とした、為景方の高梨氏と反為景方の島津氏による対立として捉えている。また、長谷川仲氏は、この出来事をもって為景が貞忠に恭順を誓わせたとする。つまり、湯本氏・長谷川氏は、為景と貞忠が対立関係にあるとの前提に、【史料2】を捉えているのである。一方で前嶋敏氏は、永正十年に両者が対立関係にあったとは考え難いとしている⁽²³⁾。

【史料2】を見ると「就爰元之時宜、急候間」と為景が北信濃の情報収集を急いでいることがわかる。これを貞忠に依頼していることから、彼は北信濃衆の中でも一つ抜きん出た勢力だったのである。さらには「当国衆我々を始として、何も若輩候間、甲斐／＼敷致計儀得間敷候」と為景に対して「当国衆」が団結して対抗する意思がないことを述べており、対立関係とは思えないとする前嶋氏の見解が妥当と思われる。また、「当国其御国迄、色々不思議成」とあるから、「当国（信濃）」での抗争と「其御国（越後）」での抗争は別の問題であると、貞忠自身は認識していたと解釈できる。したがって、両国の問題を単純に一連したものとみなすことは、他の史料など精査したうえで再考する必要があるだろう。

その後、永正十六年（一五一九）には、貞忠が弟の元忠を使者として為景と和議を結んでいることから⁽²⁴⁾、【史料2】以降のどこかの時期で、両者は一時的に対立関係となったのだろう。

さて、【史料2】は写しであり、正文が「上杉家文書」にあることは先述の通りである。そこで両方の文言の差異を確認してみたい。【史料2】では所々に助詞の「ニ」が補われており、「まで」が「迄」に直される等の差異が確認できる。しかし、正文の明らかな誤りが訂正されている箇所もある。例えば、「飛官」が「被官」に、「はつ付」が「はり付」に直されている部分が挙げられる。このことから、後年に至って、「上杉家文書」所収の正文を基に【史料2】が筆写されたと推測できる。また、正文では追而書が宛先の「長尾殿」の周囲に記載されているが、【史料2】も似せるように記載していることから、正文と極力同じように作成していたことがうかがえる⁽²⁵⁾。

それでは、【史料2】はいつ筆写されたのであろうか。【史料2】の形態は切紙を何枚も継いだ形式文書（「切統」）である。同じ形式で作成された史料を「島津家文書」中から検出すると、「直江兼統・狩野彦伯連署状写」（No.200）、「上杉景勝書状写」（No.211）、「葬祭関連口達書」（No.300）、「宇野清兵衛書状」（No.311）の四点確認される。No.200・211は中世文書の写し、No.300・311は近世文書である。これらのことから、形態が「切統」の「島津家文書」所収史料は、いずれも近世に作成されたと推測される。したがって、同じ「切統」形態である【史料2】も、近世に作成された可能性がある。

その後の島津氏は、【史料1】によると、島津長忠・忠直・義忠・利忠の数代に渡って、信濃国太田庄の長沼城主を務めていたとする。そして、「天文年中」に上杉謙信へ派兵を依頼し、その「麾下」に属したと記載されている。これは、天文年間の武田氏による信濃進出に関連する事柄であろうが、当館収蔵の「島津家文書」には関連する史料が伝来していない。おそらく、米沢藩が編纂した書物か、『北越軍談』などの軍記物を参考にしたのではなからうか。

【史料1】では、「右六人」の与力と「葛山二十一騎」を預かり、長沼城主となったことが記載されている。これらは、いずれも天正十年のことである。それでは、天正年間の島津氏の動向を見ていこう。

（2）天正年間の島津氏

天正年間に関する史料は「島津家文書」に十六点あり、発給主体である上杉家との関連が深かったことがうかがえる。

天正六年（一五七八）、越後国では上杉景勝と上杉景虎が上杉謙信の

跡目をめぐり抗争を開始する（「御館の乱」）。この乱に関して、島津氏では喜七郎義忠が景勝方として活動し、「村岡之地」（新潟県上越市）を軍功として与えられている（No.5）。

天正十年（一五八二）、本能寺の変で織田信長が急死した後、織田軍が撤退した信濃をめぐって上杉氏・北条氏・徳川氏による三つ巴の争奪戦が始まる（「天正壬午の乱」）。上杉景勝は同年六月二十四日には長沼城に入城したと思われ⁽²⁶⁾、その後北信四郡の支配を開始する。

同年七月十三日、景勝は島津忠直に対し、北信四郡の直轄領代官職と長沼・津野の二ヶ所⁽²⁷⁾、知行地二十九ヶ所・約六六〇〇貫文を与えた（No.25）。加えて忠直は「河北郡司」の職掌を与えられている⁽²⁸⁾。同月十九日には、景勝から兵糧を長沼城に運ぶため人脚を徴収する権利を与えられ（No.8）、長沼城の掟が定められた（No.27）。

それでは「河北郡司」とはどのような職掌だったのであろうか。次の史料を確認してみよう。

【史料3】上杉景勝朱印状（No.27）

掟

- 一、城中江不案内者出入、堅可令停止之事、
- 一、屏道具鑿木、如信玄・勝頼時之可為切事、
- 一、要害普請之時、或郡司不入、或号何悴被官、於令難渋者、其地頭へ相届、急度可申付候、其上も地頭何歟ヲ於申者、以交名註進速可令札明事、

付、伝馬宿送朱印見届可相調候、是も自然仮膝下之者共之権、我儘之族於有之者、荷物其人相留可及註進事、

以上

天正十年

(朱印) 七月 日

嶋津淡路守殿

【史料3】に関しては、小山丈夫氏・池上裕子氏・平山優氏が重要な指摘を行っている。小山氏は河北郡司の管轄領域や、郡司の主な職務が普請役や伝馬・宿送りなどの公事・夫役の徴収であったとする⁽²⁹⁾。池上氏は河北郡司の管轄領域が海津城主・郡司の管轄域から除かれていること、武田氏支配時代の郡司制度や基本方式を上杉氏も継承していることを指摘した。また、同日に海津城将の春日信達が暗殺されたことにより、景勝による北信支配の新体制が始まったとする⁽³⁰⁾。平山氏は、「河北郡司」とは「郡代」を指し⁽³¹⁾、①該当地域の武士に対する軍事指揮権、②棟別・普請役等の公事賦課・徴収権、③上杉氏御料所の管理を実施する代官、④在城衆の訴訟等を上杉氏に上申する取次役、⑤同心衆の跡職、闕所地の処分、⑥城領、城林の管理、など幅広い権限を持っていたとする⁽³²⁾。

【史料3】の内容を四つに大別すると、①城中への不審者の出入りを禁止すること、②武田氏支配期と同様に竹木を伐採すること、③城普請を行う際、郡司不入や誰かの家臣と言つて逃れようとするものがあったら、地頭に届け出て普請役を命令し、地頭が指示に従わないときは名前を注進すること、④伝馬・宿送は景勝の朱印状を持つかどうかを確認し、景勝の家臣が自分の権限で行おうとしたときは、荷物と人を差し押さえて注進すること、となる。

ここでは、③に注目してみよう。「要害普請之時、或郡司不入、或号何悴被官、於令難渋者」とある。これは、長沼城普請の際に、郡司不入を理由に拒否する者や、誰々の被官と申して命令に従わない者、という解釈になる。このような者がいたら、「其地頭」に「相届」、必ず「可申付」とある。つまり、城の普請を命じられる人々は、「地頭」の管轄下にあつたことがわかる。続けて、「地頭」が「何歎」を申すときは、「交名」をもつて「註進」し、「速可令糺明事」とある。「交名」を作成するのは忠直で、景勝に対して「註進」するのだから、「河北郡司」の忠直は管轄内の地頭を基本単位として統制し、景勝に直属して行政権を執行する権限を有していたのである。

同年八月、景勝は忠直に対して、更級郡上日賀野内(長野市)の地を長沼領とし、給人を抱えるよう指示している(No.六)。七日には直江兼続から葛山衆を忠直配下の同心とするよう命令が下り、翌日には景勝により定書が発給された⁽³³⁾。しかし、葛山衆はこれを不服として相論が発生する。この相論は、翌年二月に兼続によって、葛山衆を春日山在府のまま忠直抱えとすることで解決した⁽³⁴⁾。このことが、【史料1】の「信州葛山二十一騎ノ者預リ」という文言に表現されている。翌年の天正十一年(一五八三)三月、真田氏は上杉氏の支配下にあつた更級郡虚空蔵山(上田市)へ進出して衝突、上杉方は敗北した。これに関する史料を確認してみよう。

【史料4】直江兼続・狩野彦伯連署状写(No.二〇)
如御注進者、真田向虚空蔵相働之処、味方中備しとけなく敗軍、不及是非次第候、然者、駒澤主税助討死、其時之有様承、御当代之御は

うし忝存詰、一度一命ヲ御用ニ可立之由、連々被申之旨人々申候キ、其首尾相たかハす、一身之以討死ヲ数百人を相たすけ候事、誠有間敷儀感涙流候、御耳立候へハ、別而不使之由、御旋候、扱彼仁事者、兼々之以分別御用ニ被立候間、無是非候、老父其外兄弟衆かつく有之由候間、重而、貴所御分別次第代職之儀ヲ被仰越、涯分可遂披露候、恐々謹言、

狩讃

三月廿一日

秀如在判

直山

兼続在判

嶋淡

御報

【史料4】は天正十一年に比定されている。この合戦は駒沢主税助の一命を懸けた活躍により、壊滅的な打撃を免れたことがわかる。主税助は忠直の同心であり、主税助の跡職を「分別次第」として忠直が一任され、忠直を介して戦功が賞されている⁽³⁵⁾。

「島津家文書」に所収される【史料4】は写しである。しかし、宛先は「嶋淡」＝忠直であるから、「島津家文書」に正文が伝来していてもおかしくはない。それでは、正文はどこに伝来したのだろうか。『上越市史』によると、『景勝公諸士来書十九』所収、『御書集成』では「駒沢与兵衛」の所持とあり、写しのみが確認されている⁽³⁶⁾。駒沢与兵衛とは駒沢主税助の子孫であろう。つまり、『御書集成』が作成された元禄年間には、【史料4】の正文は駒沢氏に伝来していたのである。

さらに、【史料4】は忠直に宛てられてはいるが、内容は駒沢主税助の功績を称えており、忠直が「披露」する相手は駒沢主税助の「老父其外兄弟衆」であるから、【史料4】の正文も駒沢一族への披露と一緒に渡されたと考えられる。そのため、御書集成が作成された段階で、駒沢氏の子孫が【史料4】の正文を所有していたのであろう。

同年四月には真田氏が海土淵（上田市）に城を築き、上杉方の虚空蔵山城（上田市）に対峙することとなった。

【史料5】狩野彦伯書状（No.10）

御切書畏入候、まつとの地ニ御座候由、御大儀申計なく候、たとひてきはたらき候ても、其方そこもと御座候間、あんと申候、このたひハ随分の衆御こし候間、一たんこゝろやすく御座候、もしてきはたらき申候者、ひとりかうみやうたてなされ候ハて、人々ニ御いけん、たいとの御そなへあしくなきやうニ、御心へかんよう二候、しなの口いかにもしつかに候、可御心安候、御らうふさまへの書中と、け可申候、いそき候間、御返事をハとり進し不申候、恐々謹言、

か新

卯月四日

彦伯（花押）

嶋左

参御報

【史料5】は、島津義忠に宛てられた狩野彦伯の書状である⁽³⁷⁾。これ以前に、義忠から彦伯に対して「切書」が送られたようであるが、これは伝来していない。義忠は「まつ」という場所に在陣していたよ

うで、彦伯は義忠が多勢を率いて在陣していれば安心であると述べている。また、「しなの口はいかにもしつか」とあるから、信越国境は安定的であつたのだろう。その次の「御らうふさま」とは義忠の老父、つまり忠直のことであり、彦伯から長沼城にいる忠直への書状が発給されていたのであろう。【史料5】では、目立った戦況は確認できないが、約十日後には大きく状況が変化していく。

【史料6】直江兼続・狩野彦伯連署状（No.十一）

かいつよりちうしんのふんハ、さなたあまかふちとりたて候よし候、四くんのかた々、こと々々こくうさうへうちつき、おつはらふへきむね、おほせいたし候、しかれハ、きしよけんしニ おほせつけられ候、へつしてきしよいしゆをあそはされ、つかわされ候間、その御心へ候て、みなくかせぎのほと、たしかニ御ミと、けかんよふニ候、此 御書をこくうさうへ御もち候て、こくうさうニて、みなくのさふらいしゆへ、かくのことくおほせいたしニ候、御かせぎのほと見可申と候て、御書をさふらいしゆへミせ可申よし御意候、少々めし候ものニハ、わる口を申さるへきよし、御意候、へつして御ねんを入れられ尤ニ候、其方へさきことばへられ候てハ、しかるへからす候、みなくのかせぎをミと、け候へとの 御意ニ候、其御心へよくくかんによふニ候、そこもと地の衆、こと々くめしつれられ尤ニ候、恐々謹言、

か讚

卯月十三日

彦伯（花押）

直山

兼続（花押）

嶋左

参

【史料6】は天正十一年に比定される、島津義忠宛ての狩野彦伯・直江兼続の連署書状である。史料中の「御書」とは、同日付の上杉景勝書状を指しており⁽³⁸⁾、【史料6】は副状となる。なお、同日付の景勝書状は、正文、写し共に「島津家文書」に伝来していない。

【史料6】の内容は片桐氏の成果を基に簡潔にまとめみたい⁽³⁹⁾。【史料6】によると、真田氏が上杉氏の拠点である虚空蔵山城の近くに城を築いたと、海津城から景勝のもとへ注進があつた。そこで景勝は、川中島四郡の北信濃諸士に「追払」を命じる。その中で、義忠は「けんし（検使）」を仰せ付けられている。さらには、【史料6】を「さふらいしゆ（侍衆）」に見せることが許可され、「少々めし候ものニハ、わる口を申さるへき」ことも許可されている。

この「少々めし候もの」の解釈が難しいが、「のめし」とは方言で「怠けること・怠け者」の意味がある。使われている地域は、群馬県・新潟県・佐渡・長野県下水内郡・福島県会津である⁽⁴⁰⁾。つまり、上杉氏の影響下にあつた地域に残る方言となる。このことから、「怠ける者」に対して「悪口（悪態をつくこと）」を許可している、と捉えられるのではなからうか。この解釈であれば、「検使」としての義忠の役割とも符合するよう思う。

同月十九日、小笠原氏が上杉領への侵入を図り、筑摩郡麻績（麻績村）で義忠の軍勢と衝突する（「麻績合戦」）。その結果、「其表之人

数」を率いた義忠の活躍により上杉方が勝利し、忠直のもとに兼統・彦伯の連署で感状が発給された（No.一）。また、彦伯は同日に義忠に対して書状を発給している。

【史料7】狩野彦伯書状（No.十二）

一筆申入候、てきいまニをつニ在陣のよし、御心つくし御くちふ、ことに岩民御たんかうあつて、別而ものこと御ねんを入られ候よし、一段 御かん候、御かせぎ之事ハもちろんめつらしからず候、いよく御ねんを入られ、けんこの御つもりかんよふニ存候、又御らうふ御文しんせらるへく候へ共、たきりへ御使ニ御こし候、信州口・下口いかにもしつかに候、かわる儀なく候、可御心安候、御やく何事なく候とて、たゝ御帰陣、懸御目候者可申述候、恐々謹言、

か新

卯月廿日

彦伯（花押）

嶋左

参御陣所

【史料7】は天正十一年に比定され、先述の「麻績合戦」に関連するものである。「てき（小笠原方）」は「をつ」という場所に在陣し、義忠は「岩民（岩井民部少輔信能）」と協力して対処している。次に「御らうふ御文しんせらるへく候」とあるが、これは同日付の義忠宛の忠直書状を指すと考えられる（No.十三）。その次の文は、「御」が多用されていることから、「御らうふ」である忠直自身が「たきり（田切）」（新潟県妙高市）まで遣いにやってきているのであろう。また、

「信州口・下口」は「いかにもしつか」であり、信越国境は【史料5】の段階と変わらず平穏な様子がかがえる。

しかし、虚空蔵山城の周辺を取り巻く状況は信越国境とはまるで異なっていたことがうかがえる。次の史料を見てみよう。

【史料8】直江兼統・狩野彦伯連署状（No.二）

今般諸軍為御検使被 仰付処、別而御肝煎故、各勇被申、一戦大利、頸之注文参着、其国計之非一功、万方之覚大慶満足不遇之候、貴所御覽詰仰出 御書御分躰等人々羨申候キ、自然、御書無詮候而与存、握汗候処ニ、如此之御仕合、御冥感不浅次第候、各稼之衆へ明々日之間ニ御使可被遣候、此旨先々御届尤候、恐々謹言、

狩讃

卯月廿一日

秀如（花押）

直山

兼統（花押）

嶋左

御報

【史料8】は天正十一年に比定される。史料中の「今般諸軍為御検使被 仰付処」とは、【史料6】で義忠が「検使」を命じられていることに対応する。合戦で勝利を収めた義忠は、「頸之注文」を作成して景勝のもとへ提出したようであるが、これも検使の職掌の一つなのであろう。また、「御書」とは同日付の義忠宛の景勝書状を指す⁽⁴¹⁾。

翌二十二日にも、義忠宛の景勝書状（No.三）と義忠宛の兼統書状（No.

七)が確認される。両方とも、「以広居善右衛門尉申届候」(No.三)、「以広善被 仰届候」(No.七)と共通点があることから、関連する史料であり、義忠は戦功を挙げた者を言上するように指示が出されている。

同月二十六日には、景勝から義忠に対して、「四郡之衆」に「虚空蔵」へ在陣するように伝えてあるので、「横目(検使)」として「其地之者」を引き連れ向かうよう指示されている(No.四)。さらに、同年九月、「野尻新町」の「郡司不入諸役可為皆免」が忠直に伝えられた(No.九)。

天正十一年における上杉氏の信濃支配は、景勝自身の信濃出馬もあり、大量の文書が短期間のうちにに見受けられる。しかし、越後国内での揚北衆新発田重家の反乱や、信濃国内への版図拡大を図る北条氏・徳川氏の影響もあり、景勝は越後帰国を余儀なくされる。平山氏は、上杉氏の信濃支配に関する文書は、景勝の越後帰国と新発田攻めを契機に急速に低下することを指摘しているが⁽⁴²⁾、「島津家文書」においても、同様の傾向がうかがえる。

(3) 慶長年間

それでは、慶長年間の島津氏の動向について確認して、この章を終わりにしたい。なお、これ以降の文中で、出典として米沢温故会編『上杉家御年譜』(原書房、一九八八年)を用いる際には、「御年譜」と略記して、巻数を記す。

慶長三年(一五九八)、上杉氏の会津国替に伴って、長沼城(福島県須賀川市)七〇〇石を与えられた(「御年譜」二十四)。しかし、同年四月に義忠が早世したため、翌年四月に義忠娘の婿に岩井信能の子勢三(利忠)を迎えて名跡を継がせている(No.十四)。

慶長六年(一六〇〇)八月、上杉氏が出羽国米沢・陸奥国福島に転封を命じられると(「御年譜」三)、島津家の知行割も変更された(No.二六)。これによると、「本高七千石」の内、三分の一は出羽国長井郡・陸奥国信夫郡の約二二三三三石に変更された。

慶長十九年(一六一四)十月、景勝は徳川秀忠の命に依じて出兵し、翌月大阪城東側の南鳴野(大阪府大阪市)へ移り、同月二十六日に鳴野表で合戦をする(「御年譜」三)。これに利忠も動員され、戦功を挙げている(No.十六)。このとき、大坂方の田辺八左衛門と「槍ヲ合せ」たことが系譜で確認される(「御年譜」二十四)。田辺八左衛門は槍の使い手だったようで、その後、水野重勝を通じて交流を持ったようだ(No.十七・十八・十九・二三・二四)⁽⁴³⁾。

慶長年間には、「忠直↓義忠↓利忠」と家督が変遷すると同時に、主君の上杉家も越後から会津、米沢へと領地替えを命じられる。このような目まぐるしく状況が進展する時期において、利忠は大阪の陣で戦功を挙げ、米沢藩内での政治的地位を獲得していったのである。

二、近世における「島津家文書」の伝来過程

本章では、「島津家文書」に伝来した中世文書が、米沢藩上杉家中の島津家の中でどのように伝来され、現在に残されているかについて、近世史料を用いて確認してみたいと思う。

米沢藩における家臣の家伝文書については、矢田俊文氏の研究がある。矢田氏は「嶋津家御所之留」(元禄五年(一六九二)十二月十四日、No.三五)を検討し、十四点の文書が伝来され、米沢藩に提出されたことを明らかにしている⁽⁴⁴⁾。

ところで、矢田氏が検討の素材とされた元禄五年の「嶋津家御所之留」(No.三五)の他にも、享和二年(一八〇二)の「嶋津家御所之留」(No.三四)が存在する。そこで、この二点の史料を比較した【表2】をご覧いただきたい。

この表から、元禄五年「嶋津家御所之留」(No.三五)に記載のある十一点は、享和二年「嶋津家御所之留」(No.三四)と共通していることがわかる。しかし、享和二年「嶋津家御所之留」(No.三四)には、さらに十二点の中世文書が記載されている。このことから、元禄五年「嶋津家御所之留」は、すべての中世文書を記載しておらず、米沢藩への文書差出は中世文書の一部を提出したにすぎないのである。

さらに、同年には享和二年「嶋津家御所之留」(No.三四)を基に作成されたと考えられる「入日記」(No.四三)が確認される。この史料には、享和二年段階で島津氏が所持していた文書が記されている。「入日記」の中世文書に関する記載をまとめたのが【表3】である。

享和二年の段階で、島津家に伝来した文書は、すでに紛失が確認されている二点と、『景勝公御書六』に写しが伝わる一点(天正十一年四月十三日、上杉景勝書状)以外は現在も史料の確認ができる。後者に関しては、少なくとも享和二年の段階には正文が残っていたのであろう。一方で、「島津家文書」に伝来している中世文書の写し(No.二〇・二一・二九・三一など)は、いずれも「入日記」には記載が無い。そのため、この段階では写しが作成されていなかったか、写しであるため「入日記」には記載されなかったのであろう。

ところで、「入日記」は「島津家文書」の中でどのような史料性格を持っていたのであろうか。例えば、「嶋津家代々法号・同居判鑑」

(No.三九)の紙片には、島津教忠の時に「天保三年(一八三二)七月九日」と「天保九年(一八三八)六月十八日」の二回、「御書御感状虫干」を行い、「入日記之通引合謹改之」とある。このことから、「入日記」を基にして、代々家伝文書を点検・整理し、訂正があればその都度内容を改められたことがわかる。

また、「入日記」にも慶応三年(一八六七)に島津敬忠が記した紙片が貼り付けられている。これには、「慶応三年七月十九日」に「御書・御感状」の「虫干」をして「入日記」と引き合わせた所、「貞忠ヨリ為景公江御返答之写」(【史料2】)など「取合三通」が「入日記」の他に確認されたことが記されている。このことから、写しであるから「入日記」に記載が無いのではなく、天保九年の教忠による文書点検以降に写しを作成されたと推測できよう。

それでは、なぜこのような家伝文書の把握が行われるようになったのだろうか。このことを考察するために、【史料1】の内容に遡ろう。

【史料1】には、「先年祖父代、薩州之太守従嶋津家御問合之節茂、先祖由緒委細申遣置候」とある。【史料1】が作成された知忠の先代は「友忠―房忠―行忠―昌忠」である(「御年譜」二一四)。このうち、房忠と行忠は兄弟と考えられるので、知忠から祖父の代というのはこの兄弟のいずれかであろう。この兄弟いずれかが当主の時に、薩摩藩の島津氏から米沢藩家中の島津氏に、先祖の由緒について問い合わせがあったのである。また、房忠と行忠の先代友忠の時に、「故アリ苗字断絶改易」を受けて蟄居している。その後、房忠の時に復帰して、【史料1】の知忠の時には中老の職に就いている(「御年譜」二一四)⁽⁴⁵⁾。このような、家の存続の危機と、薩摩藩島津氏との接触が、島津家の

【表2】元禄5年(No.35)・享和2年(No.34)「嶋津家御所之留」の比較

	元禄5年	享和2年	目録番号	刊本	所蔵・所収
従 景勝公嶋津左京亮江被成下 御感状之留	○	○		県史3835	上杉博物館
直江山城・狩野讃岐方嶋津淡路江添状之留	○	○	No.1	県史3815	
右同人方嶋津左京亮江添状之留	○	○	No.2	県史3816	
景勝公方嶋津左京亮へ被成下 御書之留(3点)	○	○	No.3・4	市史2727	景勝公御書六
従 御同人様嶋津喜七郎へ被成下 御書之留(4点)	○	○	No.5	市史1564 市史1576 県史3832	景勝公御書四 景勝公御書三 上杉博物館
従 景勝公被成下嶋津淡路守 御朱印物ノ留	○	○	No.6	県史3820	
直江山城方葛山乙名衆へ証文之留	○	○		市史2520	長野県立歴史館
右同人方嶋津左京へ添状之留	○	○	No.7	県史3821	
景勝公方嶋津淡路守江被成下 御朱印之御覚書ノ留	○	○		県史3833	上杉博物館
従 景勝公嶋津左京亮江被成下置 御書		○		県史3837	上杉博物館
嶋津淡路守江被下置 御朱印		○		県史3834	上杉博物館
嶋津淡路守江被下置 御朱印		○	No.8	県史3822	
嶋津淡路守江被下置 御朱印		○		県史3836	上杉博物館
嶋津淡路守江被下置 御朱印		○	No.9	県史3823	
直江山城守・狩野讃岐方嶋津左京亮江状		○	No.11	県史3825	
狩野所方嶋津左京亮江之状		○	No.10	県史3826	
右同所方同人江之状		○	No.12	県史3824	
忠直方左京亮へ之状		○	No.13	県史3827	
岩井清蔵江嶋津下々斎名跡被仰付之時下々斎方之状・御書出		○	No.14	県史3828	
嶋津下々斎江平林藏人佐方		○	No.26		
覚		○	No.15	県史3829	

※県史…『新潟県史』、市史…『上越市史』

【表3】「入日記」(No.43)記載の中世文書

景勝公方淡路守昔忠 江被成下 御書四通	天正6年5月24日	上杉博物館
	天正6年6月20日(紛失)	
	天正6年7月9日(紛失)	
	天正6年霜月10日	No.5
御同所様方同人江 被成下御朱印八通	天正10年7月13日	No.25
	天正10年7月13日	上杉博物館
	天正10年7月13日	上杉博物館
	天正10年7月 日	No.27
	天正10年7月19日	No.8
	天正10年8月7日	No.6
	天正10年10月25日	上杉博物館
	天正11年9月 日	No.9
直江兼続・狩野彦伯方 同人之書壹通	[天正11年]4月20日	No.1
直江方葛山江 書出壹通	天正10年8月7日	長野県立歴史館
景勝公方左京亮義忠 江被成下 御書五通	[天正11年]2月24日	上杉博物館
	4月13日	
	[天正11年]4月21日	上杉博物館
	[天正11年]4月22日	No.3
	[天正11年]4月26日	No.4
直江・狩野添翰并 假名文五通	[天正11年]4月4日	No.10
	[天正11年]4月13日	No.11
	[天正11年]4月20日	No.12
	[天正11年]4月21日	No.2
	[天正11年]4月22日	No.7
	[天正11年]4月20日	No.13

「由緒書」が作成される契機となったのではなからうか。その次の親忠の際には、家伝文書や由緒の把握が行われている。享和二年七月、親忠は先代までの当主等の実名・法号・没年を書き記した「嶋津家代々法号・同居判鑑」を作成した(No.三九)。その翌月には「嶋津家御所之留」(No.三四)が作成され、家伝文書を「入日記」(No.四

三)に書き記した。

親忠の二代後の当主教忠は、親忠の作成した「嶋津家代々法号・同居判鑑」(No.三九)に加筆し、天保九年には「入日記」の記載通りに家伝文書を確認している。さらに敬忠の時には、慶長三年に家伝文書の把握を行っている(No.四三・紙片)。敬忠は明治二十三年(一八九〇)に死去しているが、このことは「嶋津家代々法号・同居判鑑」(No.三九)ではなく、「島津代々并庶子法号」(No.三六)に記載されている。このことから、少なくとも敬忠のころまでは、先代の法号や没年などを追記することが行われていたようである。

これらの家伝文書や系譜の把握が全盛期を迎えたのは、知忠・親忠の時である。彼らが活動していた時期は、米沢藩内では上杉鷹山による改革が行われており、知忠は中老、親忠は江戸家老・侍頭の重職に就いている(「御年譜」二十四)。このような高い政治的地位も、由緒書の作成や家伝文書の把握に影響しているのだろう。

知忠・親忠の二代に渡って、家伝文書を整理し、先代までの記録を編纂してくれたおかげで、「島津家文書」は今現在に至っても、その伝来過程を復元し、考察する機会を与えてくれているのである。

おわりに

最後に戦国期島津氏の歴代を確認したい。

【史料1】では、戦国期の島津氏として「長忠」・「忠直」・「義忠」・「利忠」を挙げている。「長忠」については一次史料からは判然としないが、ここで次に挙げる史料を確認してみたい。

【史料9】島津代々并庶子法号(No.三九)

島津氏代々法名

天文五丙甲年十一月十日

昔忠祖父

・臨阿弥陀仏

島津大隅守貞忠

慶長九年甲辰八月朔日

・忠廣院殿嶋全扇大居士

同淡路守昔忠後

・下々齋

慶長三年戊戌年四月二十九日

昔忠嫡子

・想源院殿月心光誉居士

同左京亮義忠

寛永十七庚辰年二月十六日

六十三歳

・利忠院殿雪溪素白居士

同玄蕃利忠実

岩井備中守信能男

(後略)

【史料9】は、戦国期島津氏の法名・没年等が記されている。この内容から、【史料2】の発給者である貞忠は天文五年(一五三六)に死去しており、「昔忠(忠直)祖父」であることがわかる。【史料1】に見える「長忠」は【史料9】に記載が無いが、歴代の中に位置づけらるならば、貞忠の子、忠直の父となるだろう。

次にそれぞれの法名に注目してみよう。戦国期の島津氏歴代の中で、貞忠のみが「臨阿弥陀仏」と阿弥号を名乗っていることがわかる。これは、貞忠と同時期の島津氏から、二十六代遊行上人の空達(二四八〇〜一五三六)が輩出されていることに影響しているだろう⁽⁴⁶⁾。

それでは、本稿で取り上げた戦国期の島津氏歴代をまとめたい。ま

ず、永正年間には貞忠、為景との和睦で使者として派遣された弟の元忠、同時期に遊行上人として活動する空達の三名が確認できた。天文年間以降には、貞忠の子と思われる長忠、貞忠の孫忠直がおり、慶長年間には岩井家から養子に入った利忠を確認できた。

これまで、雑駁ではあるが「島津家文書」を中心に、戦国期の島津氏の動向について確認してきた。慶長年間の島津利忠はこれまで研究史で触れられることがあまりなかったが、利忠の動向は米沢藩内での島津家の政治的地位、および信濃出身藩士の政治的地位を考察する上でも重要であろう。しかし、筆者の能力不足もあり、その動向のすべてを明確にし得なかった。また、江戸期島津氏の動向についても、今後の課題としたい。

江戸時代における「島津家文書」の把握は、元禄年間の一時断絶と薩摩藩島津氏の接触を契機に、家の由緒を明確にする機運が高まったと推測した。由緒の作成と家伝文書の把握は知忠・親忠の代に最盛期を迎え、現在にも多くの中世文書が残されているのである。

註

- (1) 埼玉県立文書館条例（条例第三八号）。
- (2) 埼玉県立文書館『要覧』（第三四号、二〇一六年）。
- (3) 戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』（吉川弘文館、二〇〇六年）では「石垣文書」。『上越市史別編2上杉氏文書集2』（二〇〇四年、以下『上越市史』と略記し文書番号を記す）では「石垣豊氏所蔵」など。
- (4) 渡政和執筆担当「出羽国米沢藩上杉家中島津家文書」（埼玉県立文書館「埼玉県立文書館収蔵文書目録第四八集 諸家文書目録Ⅷ」、二〇〇九年）。

埼玉県立文書館『要覧』（第三二号、二〇〇九年）。この島津家に伝来したと思われる史料は、当館収蔵のもの以外に、米沢市立上杉博物館や長野県立歴史館に確認されている。

- (5) 米山一政「島津氏の太田庄伝領関係について」（『信濃』（第二次）一九一四・五、二〇一、一九四四〜四五五年）。
- (6) 湯本軍一「信濃国太田庄について」（『信濃』（第三次）一四一八、同「信濃太田庄の諸問題」（『信濃』（第三次）一六一十一）。
- (7) 福島金治「信濃国太田庄と金沢称名寺」（『信濃』（第三次）四八一九、一九九六年）。向山勝貞「信濃国太田庄地頭職の変遷」（『鹿児島史学』十一、一九六三年）。
- (8) 「長沼村史」（一九七五年）、『長野県上水内郡誌』（一九七六年）、『中野市誌 歴史編（前編）』（一九八一年）、『長野県史通史編第三卷中世二』（一九八七年）、『豊野町誌2 豊野町の歴史』（二〇〇〇年、以下『豊野町誌』と略記する）、『長野市誌第二卷歴史編原始・古代・中世』（二〇〇〇年、以下『長野市誌歴史編』と略記する）。
- (9) 野田雄二「信濃の島津氏」（長野郷土史研究会機関紙『長野』第一二五号、八六一一、一九八六年）、片桐昭彦氏執筆担当「島津貞忠」「島津忠直」「島津泰忠」（前掲註③）、『戦国人名辞典』、鈴木将典執筆担当「島津貞忠」「島津孫五郎」「島津泰忠」（柴辻俊六・平山優・黒田基樹・丸島和洋編『武田氏家臣団人名辞典』東京堂出版、二〇一五年）。
- (10) 「島津家文書」（『信濃史料』卷三、五六六頁）など。
- (11) 「島津家文書」（『長野市誌』第十二卷資料編原始・古代・中世（二〇〇三年、以下『長野市史』と略記し文書番号を記す）一五五）。神奈川県立金沢文庫蔵「金沢文庫文書」（『長野市誌』一五三・一五六・一六一・一六二）。
- (12) 本間美術館蔵「市河文書」（『長野市誌』一七七）。
- (13) 本間美術館蔵「市河文書」（『長野市誌』一八五）。
- (14) 「海蔵院文書」（『長野市誌』一八四）。
- (15) 長野県立博物館蔵「大塔物語」（『長野市誌』一八六）。本間美術館蔵「市河文書」（『長野市誌』一八七）。
- (16) 「笠系大成附録」（『信濃史料』卷八、一三七頁）。
- (17) 「諏訪御符礼之古書」（『長野市誌』二二七・二六一）。

- (18) 「諏訪御符札之古書」(『長野市誌』二五三)等。井原今朝雄執筆担当「国領の村々」(前掲註(8)、『長野市誌歴史編』)。
- (19) 「東寺光明講過去帳」等(『上越市史』五七五・五七六・五七七)。「斎藤秀平所蔵文書」(『長野市誌』二七四)。「越後文書宝翰集 中条氏文書」(『新潟県史』資料編5 中世三文書編III (一九八四年、以下『新潟県史』と略記し文書番号を記す) 一三二四)。
- (20) 「上杉家文書」(『新潟県史』一五一)。前掲註(8)、『長野市誌』。
- (21) 「高梨系図」(『越佐史料』卷三一五四七頁)。池享・矢田俊文編『増補改訂版 上杉氏年表 為景・謙信・景勝』(高志書院、二〇〇七年、長谷川伸執筆担当)。
- (22) 「伊達文書」(『新潟県史』三二二)。
- (23) 前掲註(8)、『中野市誌歴史編(前編)』。前掲註(21)、長谷川伸執筆担当。前嶋敏「越後永正の内乱と信濃」(『信濃』(第三次) 六〇—一〇、二〇〇八年)。前嶋氏は関連史料の年次比定を改める中で、貞忠は永正六年に関東管領上杉顕定が越後乱入した際には関東方、永正七年に為景が関東勢を追討した際には為景方であったとしている。
- (24) 「上杉家文書」(『新潟県史』一六三) 高梨氏は長尾能景・為景父子と結び勢力を伸ばし、永正十二年には連歌会を自邸で行うほどの勢力を持っていた(『那智籠上』(『長野市誌』二七八))。このような高梨氏の政治的地位の上昇が、島津氏と為景の関係にも影響しているのではなからうか。
- (25) 正文の写真は『豊野町誌』一三〇頁を参照いただきたい。
- (26) 「覚上公御書集六」(『上越市史』二四二三)。
- (27) 「石垣文書」(『新潟県史』三八三三)。
- (28) 「石垣文書」(『新潟県史』三八三四)。
- (29) 小山丈夫「戦国時代の太田荘」(『豊野町誌』二〇〇〇年)。
- (30) 池上裕子「上杉氏の侵入」(『長野市誌』二〇〇〇年)。
- (31) 「河北郡司」の権限は、同時期に川中島郡司に任命された村上景国の管轄から独立していたことが指摘されている(丸島和洋「戦国大名武田氏の領域支配と「郡司」」(『戦国大名武田氏の権力構造』思文閣出版、二〇一一年、初出二〇〇七年)。
- (32) 平山優『天正壬午の乱 増補改訂版』(戎光祥出版、二〇一五年)。
- (33) 長野県立歴史館所蔵「直江兼統判物」(『上越市史』二五二〇)。「葛山衆御朱印物等之写」(『上越市史』二五二四)。
- (34) 「葛山衆御朱印物等之写」(『上越市史』二六六九・二六七〇)。
- (35) 片桐昭彦「上杉景勝の感状とその展開」(『戦国期発給文書の研究—印判・感状・制札と権力—』高志書院、二〇〇五年)。
- (36) 「景勝公諸士来書十九」(『上越市史』二七一〇)。
- (37) 『新潟県史』では、「嶋津左京亮」を泰忠に比定しているが、泰忠は天正八年(一五八〇)三月に武田勝頼から「常陸介」の受領名をもらっており、「入日記」にある「景勝公左京亮義忠江被成下」の表現や、【史料5】中の「御らうふさま」は義忠の父忠直を指すと考えられるから、「左京亮」は義忠に比定できる。なお、『上越市史』では義忠に比定している。
- (38) 「景勝公御書六」(『上越市史』二七二七)。
- (39) 前掲註(35)片桐論文。
- (40) 『日本国語大辞典』(小学館、一九七五年)。
- (41) 「石垣文書」(『新潟県史』三八三五)。
- (42) 前掲註(32)平山著書。
- (43) No.二三・二四については、東京大学文学部日本史学研究室寄託「石井進蒐集史料」にも残されている(木下聡「日本史学研究室寄託の石井進蒐集史料 細目録—米沢藩関係古文書の中世史料—」『東京大学日本史学研究室紀要』第十六号、二〇一二年)。
- (44) 矢田俊文「元禄四年の上杉家中諸家文書差上と「米沢藩御書集」」(『上越市叢書6 上杉家御書集成I』二〇〇一年)。
- (45) 元禄二年の友忠の代で苗字断絶・改易。元禄十五年の友忠嫡子房忠の代に島津氏に復帰している。
- (46) 今井雅晴『一遍と中世の時宗』(大蔵出版、二〇〇〇年)。皆川義孝「時宗 総本山清浄光寺所蔵史料にみる東国武将と時衆」(『駒沢女子大学研究紀要』第二一号、二〇一四年)。